

宋長文『吳郡図経続記』考

稲葉一郎

【要約】『吳郡図経続記』の著者宋長文は北宋仁宗期から哲宗期を生きた蘇州人である。父の死後、十六年間、郷里の蘇州の旧居に定住、研鑽生活をおくり多数の著述を残した。『吳郡図経続記』はその隠棲期間の末期に蘇州知事の晏知止の依頼をうけて撰述し、その後任の章帖に提出した作品である。朱家の蔵書と彼自身の収集した古記録を資料とし、大中祥符中に編纂された全国総志、『大中祥符諸州図経』の一部『蘇州図経』の後を継ぎ、その遺欠を補うかたちで著された。史料批判を通じて前史の誤謬を正し、北宋盛時の蘇州の姿を的確簡明に再現している。南宋期に著された范成大『吳郡志』は宋長文が『吳郡図経続記』に整理した類目構成を基礎にして発展的に再編成されたものである。本書は土地案内に属する「地記」から歴史叙述に分類される「地方志」への転換点に位置づけられている。また彼が別冊として編集した「吳門総集」は後代の地方志資料集の先駆となった。

史林 九九卷五号 二〇一六年九月

はじめに

吳郡は江南蘇州の古名である。吳郡図経続記とは、いかにも古色蒼然として馴染みにくい書名だが、その内容を一言であらわせば蘇州文化小史の名がふさわしい。

吳（蘇州）は太湖より東へ流出した二本の河川、北の（山塘河系の）婁江と南の胥江にはさまれた空間に発達した都市である。前六世紀末、春秋吳の国都として創設され、漢六朝をへて唐代には五里四方の都市に発展、城内には西部に吳県が、

東部に長洲県が置かれ、それぞれ三十坊が碁盤の目のように配置、水路網が計画的に整備された。白居易は中唐当時、すでに戸数十万、人口五十万の、殷賑を極める蘇州の様子を詠詩している。唐末・五代期には折からの中原の混乱を逃れた貴顕より庶民にいたる多数多様な人士の移住をうけて城域を拡張、四周を外城河で囲む旧蘇州城のかたちを略ぼ整えられ、城内には南北四本、東西三本の基幹水路を軸に無数の運河が網目のように張りめぐらされた。石刻「平江図」は南宋代に作成されたものだが、その城内の様相を今日に伝えている。蘇州は、西に景勝の虎丘・天平山・靈岩山をひかえ、三方を湖水にかこまれ、水稻をはじめ農水産物に富み、江南運河の要地でもあったところから各地の様々な物産が集積、温暖な気候にも恵まれて江南の大都市に発展したのである。

中国では俗に「天に天堂、地に蘇杭あり」といい、蘇州は杭州とともに地上の天国と呼ばれる。著者朱長文の生きた時代の蘇州は正しく地上の楽園であった。しかし著者の没後三十年、蘇州はその対極たる地獄の惨劇に見舞われる。その意味では、本書に描かれた蘇州の光景は風前の燈火にも似たほかない夢幻の世界であったともいえる。

ところで『呉郡図経統記』（以下、『統記』と略称）は北宋代に著された現存最古の地記である。漢代以来、地図付きの土地案内とも呼ぶべき図経が各地で著されたが、多くの地記が亡んだ中において、『統記』は簡潔で古雅の文章と簡明的確に描かれた歴史世界像によって今日に伝わる貴重な作品である。本書の歴史的意義はそれにとどまらない。地方志の歴史において『統記』は地記から方志への転換点に位置している。小考では、その転換過程の考察を通して、後に歴史叙述として位置づけられる方志の特質にせまることにしたい。

なお呉地の地方志の歴史に関しては秋山元秀「中国方志論序説——呉の方志を通じて——」（『東方学報』五二冊、一九八〇年）が古代の地記から南宋の方志『呉郡志』までの発展過程を跡づけており、『統記』の項目の立て方に後の『呉郡志』との共通性を見出し、方志への方向性を指摘している。小考はそれをふまえる。また『統記』に関してはすでに王瑞来「『呉郡図経統記』考述」（『蘇州大学学报』一九八八年四期）が朱長文の生平と著述、『統記』の編纂、その刻刊・版本など

基本的な事柄を網羅している。小考は王氏論文に示唆を得つつも、史学史的観点から『統記』の解明を試みるものである。^⑧併せてご参照いただければ幸いです。

- ① 白居易「九日宴集醉題郡樓兼呈周殷二判官」(『白居易集』卷二)には宝曆元(八二五)年九月、蘇州刺史として赴任まもない時期の蘇州の街の様相が活写されている。
- 半酣憑檻起四顧 七堰八門六十坊
 遠近高低寺間出 東西南北橋相望
 水道脉分棹鱗次 里閭棋布城册方
 人烟樹色無隙罅 十里一片青茫茫
 自問有何才与政 高廳大館居中央
- と。暮色せまる城内には林立する官庁公舎・寺院仏閣・民家棲屋・橋梁が連なり、網目状に開通せる運河には舟舫が間断なく行き交い、人煙にけふる賑やかな街の姿がうかがえる。ちなみに「登聞門閑望」(卷二四)では「十万夫家供課税、五千子弟守封疆」と詠っており、当時、戸数十万、一戸五口として五十万人が居住、衛卒五千の守備していたことが知られる。
- ② 高村雅彦「蘇州の都市計画と開発の歴史」(『中国江南の年とくらし——水のまわりの環境形成——』山川出版社、二〇〇〇年、第三章)。
- ③ 加藤繁「蘇州今昔」(『支那学雑誌』生活社、一九四四年) および磯波護「唐宋時代における蘇州」(『中国近世の都市と文化』京都大学人文科学研究所、一九八四年)、附圖の拓影も参照。ただし「平江図」は金軍侵略より復興後の姿である。
- ④ 『吳郡志』卷五〇雜志には「諺曰、天上天堂、地下蘇杭。(…)則在唐時、蘇之繁雄、固為浙右第一矣」という。
- ⑤ 廖志豪「從坊市遺址出土文物看宋代蘇州城市經濟發展」(『學術月刊』一九八〇年二期) および梁庚堯「宋元時代的蘇州」(『文史哲』三期、一九八二年)、西岡弘晃「宋代蘇州の農業水利と運河水利」(『中国水利史の研究』森田明(編) 国書刊行会、一九九五年)、劉民英「蘇州城市興起和發展的歷史地理基礎」(『中國歷史地理論叢』二〇〇〇年一輯) は当時の蘇州の社会・經濟・文化の水準の高さ豊かさを各方面から具体的に明らかにしている。
- ⑥ 一般には後漢以後、各地で著された国志・州志・地志・地記・図経・風俗伝・耆旧伝など、さまざまな呼称の地方志を地記の名で総称する。図経は後漢期の『巴郡図経』を嚆矢とするが、とくに隋代以後、北宋・南宋初期まで盛んに行われた。倉修良「地記与図経」(『倉修良探方志』華東師範大学出版社、二〇〇五年)。
- ⑦ ここではいわゆる地方志のうち、州・県・郷などの土地案内に属するものを地記とし、土地の記述から人物伝を独立させ、人文現象に比重をおいたものを方志として区別する。
- ⑧ 拙著『中国史学史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇六年) 第五部「地方志の發展」の宋代の部分に補足するものである。

一 朱長文の生平と学問

朱長文（一〇四一—一〇九八）は字を伯原といい、北宋朝、仁宗の慶曆元年、（後の）光祿寺卿、朱公綽の長子として當時の江南東道（現在の江蘇省）蘇州呉県に生まれた。^① 朱氏はいわゆる呉郡の四姓、朱・張・顧・陸の一である。彼の属する朱氏の先で譜牒上、具体的に遡れるのは高祖の滋だが、^② 朱一族が蘇州に落ち着いたのは三代前である。大父億は宋の太宗に仕えて内殿崇班、閤門祇候・守邕州（贈刑部尚書）となり、蘇州呉県南峯山西に葬られたと見える。父公綽は范仲淹の高弟となり進士に及第、知彭州、広濟軍を経て知舒州、光祿寺卿に至った。民に慕われたが、「知謀才術あるも、未だ其の用を尽くさず」とされる。公綽の時、朱氏は蘇州城内西北部の鳳凰郷集祥里（後の樂圃坊）に、五代呉越の広陵王元璋の園林（金谷園）の一部を購入、居宅とした。^③ ただし公綽は宋代の一般の官僚と同様、一時的に帰郷する以外は、任地を転々と移動しており、一家もその官途に同行したから、長文がこの郷里集祥里に定住するのは熙寧十（一〇七七）年、公綽の去世以後のことになる。^④

朱長文は幼時から好古と読書を楽しんだというが、十五歳、志学の年、彼は仁宗皇帝の太学振興策^⑤の下、孫復が太学で春秋学を講じているのを知り、東京開封府に出て、孫復と胡瑗に師事することになる。^⑥

初め孫復と石介とはそれぞれ泰山、徂徠山の麓で在野の学者として名をなし、慶曆二（一〇四二）年、范仲淹と富弼の推薦で校書郎・国子監直講に登用され、邇英閣でそれぞれ春秋、易を講じた。石介は間もなく（五年）病卒、孫復も事に坐して一時、地方に回されたが、至和年間には趙概ら十数人の上言で国子監直講に復帰、新たに登用された胡瑗とともに講義を担当する。^⑦ 孫復らは、中唐の春秋学者啖助・趙匡・陸淳らの批判精神を受け継ぎ、訓詁学的経書解釈を廃し、経世済民の立場から経書解釈に新意を盛つたことが当時の世情に受け入れられたのである。当時の錚々たる学者、王皙、劉敞、孫覺、歐陽脩、蘇轍、程頤らもその影響を受けて春秋学の研鑽に没頭し、それぞれ著述をものするまでになる。彼らの

『春秋』研究はやがて経書解釈に新風をまきおこして経学全体を活性化し、新儒学宋学発展への導火線となる。その意味でいわゆる宋学の勃興は孫復ら春秋学者の活動に負うところが大きいといえよう。

朱長文は至和元（一〇五四）年、孫復と胡瑗の講舎に日参して春秋学と易学を学んだが、胡瑗は翌々嘉祐元年には病で致仕（四年、六十七歳で死去）^⑨、孫復も二（一〇五七）年七月に病卒した（六十六歳）^⑩。朱長文が胡瑗と孫復に師事した期間は二年ないし三年の短い期間であったが、多感な少年時代に篤学者の晩年の嚆矢に接したことは彼の学問に、あるいはその後の生き様に大きな影響を及ぼすことになる。

長文は嘉祐四（一〇五九）年、十九歳で科挙に応じ、進士乙科に及第（吏部限年未即用）^⑪。翌年、秘書省校書郎・守許州司戸参军に任ぜられたものの、前年、落馬して足疾を得たのを理由に就任を辞退。その後は父の任子の話も弟に譲って家居し、父の左右にあつて研究に励んだ。熙寧末、三十七歳の時、父の死に会い、郷里呉門で大喪奉終の礼を治めて以後は集祥里の第宅にあつて「弟妹を撫育し、畢く婚嫁させ」、長兄としての責務をはたす一方、「安貧樂道。旧圃に因りて臺榭を葺い」、^⑫ 遼経と名づけた書堂で、

余の此の圃におけるや、朝に則ち（伏）義・文（王）の易・孔氏の春秋を誦し、詩書の精微を索め、礼楽の度数を明らかにし、夕べには群史を泛覽、百氏を歴観し、古人の是非を考え、前史の得失を正せり。（『楽圃記』『楽圃余蘊』卷上）

とて、読書三昧の生活を送ることになる。その後の九年におよぶ隠棲生活において彼が手がけた事業を大別すれば、幼時からの好古趣味、古物の収集・整理とその集大成ともいふべき『閩古叢編』の作成であり、その延長ともいふべき『統記』の編修（後述）、音楽と政事との関わりをまとめた『琴史』の撰述、そして若き日に師事した春秋学者、孫復の学説を継承・発展させた『春秋通志』の撰述であつたといえよう。

朱氏の書堂遼経には蔵書が二万巻あつたとされる。彼はそれらに加え、独自に収集した資料を利用して研究をすすめたのである。朱長文は古人の遺文を丁寧整理し『閩古叢編』にまとめたが、注目すべきは彼の遺文収集の目的が歴史の資

料を保存することにあつたことである。

余、少くして古を学ぶ。凡そ古人の文、求めて之を読まざるなく、又た従つて之を蔵す。其の書を好むこと、其の文の如し。(…)
周穆王より以来、下、秦漢魏晉隋唐を歴て本朝に至るまで、諸公の迹、皆な有せざるなし。是において精を衰め奇を撮り、刀筆、手に在り、字剪行綴、旧文を失わず、冊あり軸ありて悉く其の宜に随ひ、斯れ亦た勤む。衰めて之を次し、名づけて閔古叢編と曰う。蓋し独り其の墨妙を取るのみならず、亦た將に以て前代の異聞を広げ、旧史の欠遺を正さんとするなり。〔閔古叢編序〕『楽圃余藁』卷七)

なる記述をみれば、彼の古物収集が単なる玩趣ではなかつたことがわかる。歴史資料の不備を補充すること、より充実した歴史像の再構成を期してのものであつた(第三章参照)。

九年間の研鑽生活の中で彼が最も心血を注いだのは春秋学の研究であつた。彼は先師孫復の所説を継承、唐の先儒、啖助・趙匡・陸淳三氏の説に遡つて所説の由来を追究、慶曆以後の春秋研究にも当たつて、諸家の学説を整理し、それらを發展的にまとめ『春秋通志』を構想するまでになる(『春秋通志序』)。しかし彼の研鑽に没頭した熙寧・元豊期は王安石の主導する新法党政権の時代であり、王安石独自の經学観にもとづいて經書の選別が行われた。『周官』への独自の注解にもとづく制度改革は評価の分れるところだが、その選別の被害の大きかつたのは春秋学である。彼の、春秋即「断爛朝報」論により『春秋』は五経から外され、科挙の試験科目からも排除されたからである。かくて慶曆以来の顯学、春秋学は一転して廢学となつた。当然、新法党政権の下では彼の研究も評価のされようがなかつた。

長文が注目されるようになるのはいわゆる旧法党政権の下においてである。元祐初(一〇八六)年、春秋学が復活するに及んで、彼は蘇軾らの推薦で蘇州学教授に迎えられ、かくて三十年來の蘊蓄を傾けて春秋学を講ずることとなつた。八年の州学教授の後、紹聖初(一〇九四)年、朱長文は開封府の太学に迎えられ、太学博士として改めて春秋学を講じ、最終的に『春秋通志』二十卷をまとめることになる。なお胡瑗に学んだ易学は『易経解』六卷に結実した。

長文は春秋学を最も得意としたが、無論、講義は他の経書にも及んだ。「六経、皆な弁説あり」（『墓誌銘』）とされ、「春秋・洪範・中庸を講ずるや、学者、無慮数百なり」（同上）と見える。深い学殖に裏付けられた彼の講義には多くの学者が集まった。春秋学の最終講義には知府や諫議大夫までもが聴講に出席したとある。太学における講義の盛況ぶりがうかがえる。その後、宣徳郎を経て秘書省正字（兼枢密院編修文字）に遷り、哲宗の元符初年二月、疾を得、望郷の想いにたられつつ、その官に五十八年の生涯を閉じた。²⁵⁾

- ① 朱長文の生卒年については諸説あるが、ここでは陳志平「朱長文散考三則」（『歴史文献研究』三二輯、二〇一三年）の説に従う。
- ② 「朱氏世譜」（『楽圃余蘊』巻九）。
- ③ 楽圃の縁起を「楽圃記」（『楽圃余蘊』巻六）は「始錢氏時、広陵王元璋者、実守姑蘇、好治林圃。其諸子徇其所好、各因隙地而營之、為台為沼。今城中遺址頗有存者、吾圃亦其一也。錢氏去國、圃為民居、更教姓秀。慶曆中、余家祖母吳夫人始購得之。先大父与叔父或游或学焉」という。かつての錢氏の園林が朱氏の所有に帰したのは祖母吳氏の購入による。『洪武』蘇州府志』卷七園第亭には「楽圃、在雍熙寺之西、宋（朱）伯原所居、（…）郷人咸尚其名徳。知州章帖表為楽圃坊」と見える。
- ④ 王瑞来「吳郡図経統記考述」（前掲）。
- ⑤ 「春秋通志序」（『楽圃余蘊』巻七）には「慶曆中、仁宗皇帝銳意圖治以庠序為教化之本。于是興崇太学、首善天下、廼起石守道于徂徠、召孫明復于泰山之陽、皆主講席。明復以春秋、守道以易学。士大夫翕然向風、先經術而後華藻」という。
- ⑥ 「春秋通志序」（前掲）には「至和中、復与胡翼之並為園子監直講、翼之講易、更直一日。長文年在志学、好治三伝、略究得失、日造二先生講舍、授兩經大義、于春秋尤勤、未幾、明復以病居家」と見え、また「墓誌銘」（前掲）に「先生速光祿公捐館、左右凡二十年、以孝称」
- ⑦ 秋通志序」（前掲）。「墓誌銘」では孫復は詩を講じたことになっているが、「春秋通志序」では春秋を講じたとする。
- ⑧ 諸橋轍次「春秋学の勃興」（『儒学の目的と宋儒（慶曆至慶元百六十年間）の活動』、『諸橋轍次著作集』第一巻、大修館書店、一九七五年、初版一九二九年、第二章第二節）および宋鼎宗「兩宋春秋名家概述」（『春秋宋学発微』文史哲出版社、一九八六年、第三・四章）、拙稿「『歴年図』と『通志』」（『中国史学史の研究』前掲）。
- ⑨ 歐陽脩「胡先生墓表」（『歐陽脩全集』巻二五）。
- ⑩ 歐陽脩「孫明復先生墓誌銘」（前掲）。
- ⑪ 米芾「楽圃先生墓表」（『宝晋英光集』巻七、以下、「墓表」と略称）は「十九歳、登乙科、病足不肯從吏」とい、い、「墓誌銘」は「擢嘉祐四年進士第。吏部限年未即用。時光祿公守彭。先生不俟宴幄。州人榮之。既冠。除秘書省校書郎・守許州司戸參軍。諳有美辭。先生無他疾。第傷足不果仕。非行怪而固隱也」という。
- ⑫ 熙寧一〇（一一七七）年「与諸弟書」（『楽圃余蘊』巻九）。
- ⑬ 「墓誌銘」（前掲）に「先生速光祿公捐館、左右凡二十年、以孝称」

と見える。

- ⑭ 『墓誌銘』(前掲)。宋史卷四四本伝は「樂室樂圃坊、著書閭古」とするが、時期を明らかにしない。「墓誌銘」によれば旧居の葺き替えて了めたものであろうか。

- ⑮ 『墓誌銘』(前掲)。

- ⑯ 宋鼎宗「兩宋春秋名家概述」(前掲)、拙稿「歴年圖」と『通志』(前掲)。なお「春秋通志序」(前掲)には「長文年在志学、好治三伝、略究得失、(…)未幾、明復以病居家。雖不得卒業、而緒余精義、不敢忘廢。頗欲著書以輔翼其說、而嬰疾弗遑也」と見える。

- ⑰ 吾妻重二「王安石『周官新義』の考察」(『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、一九九五年)。

- ⑱ 黄仲炎「春秋通説」序に「(春秋)劉知幾有虛美隱惡之謗、王安石有斷爛朝報之毀」と見える。王心麟「困学紀聞」卷六春秋「王介甫答韓求仁問春秋曰云々」条を参照。王安石の『春秋』に対する屈折した認識については斎木哲郎「王安石の経学と『春秋』緒論」(『鳴門教育大学研究紀要』一九九卷、二〇〇四年)を参照。

- ⑲ 「続資治通鑑長編」卷二二〇、熙寧四年二月丁巳朔の条に「今定貢舉新制、進士罷詩賦・帖經・墨義、各占治詩・書・易・周礼・礼記一経、兼以論語・孟子」と見える。

- ⑳ 「春秋通志序」(前掲)に「熙寧中、王荆公秉政、以詩書易礼取天下

士、置春秋不用。蓋病三家之說紛糾而難弁也。由是學者皆不復治此経。独余于憂患顛沛之間、猶志于是」と見える。孫復は「春秋」をば孔子の手になるもの、詩書礼楽に代わるべきものとするのに対し、王安石は之を断爛の朝報とし、決定的に対立する。

- ㉑ 蘇軾「薦朱長文劄子」(『蘇軾文集』卷二七)。なおこの劄子には「其人年五十余、昔苦足疾、今亦能履」とあり、この時点では足疾は癒えていたことが窺える。

- ㉒ 「春秋通志序」(前掲)に「余元祐初、詔復立于学宮、而余被命掌教吳門。于是首講大経、以授学者、兼取三伝而折衷其是、旁考啖・趙・陸淳諸家之義、而推演明復之言、頗繫之自自得之説。不二歳講終獲麟・紹聖初、被召為太学博士、復講此経、題襲其所録、次為二十卷、名之通志」と見える。「宋史」卷二〇二芸文志「春秋類に朱長文『春秋通志』二〇巻を著録。

- ㉓ 「春秋終講伏家知府諫議臨席視学舎燕勞諸生謹成小詩叙謝」(『樂圃余藁』卷一)参照。

- ㉔ 「長編」卷四九五元符元年三月の条に「詔以宣德郎、正字朱長文卒、賜其家絹百匹」と見える。「宋史」本伝(前掲)。

- ㉕ 晩年について「墓誌銘」は「後罷春秋博士、亦頗有帰志、想聞狼鶴、数請還郷。(…)明年枢密曾公・林公薦兼尚書局、未期月、以疾終于家。命夫美元符元年二月十七日也」とする。

二 『太平寰宇記』と『大中祥符諸州図経』

抑も宋朝の全国地誌の編纂は、遡れば太祖(趙匡胤)の図書収集に淵源している。彼の図籍収集はまだ後周世宗の配下で殿前都指揮使・義成軍節度檢校太保に任じた時代に始まっている。当時、彼は奇書をば千金を惜しまず購い求めて数千卷の藏書を所有していた^①。帝位に即いてからも収集は続き、彼は吏民からも献書を求めた。こうした愛書精神は宋朝の

歴代の皇帝に継承されただけでなく、官僚・知識文化人たちをも刺激し、王朝の文化事業に発展、大部の図書の編纂に結実、彼らの教養を高めることになる。

全国地誌の編纂もすでに太祖の時から計画されていたらしい。制度的には尚書省に職方郎中が置かれて天下の図籍を掌り、方域の広袤・郡邑・道里の遠近、土産、風俗、古今の廃興などを周知するほか、閏歳ごとに各路の図経を造り、転運使を通じて儀鸞司に進納させるものとしていた。^⑤『統資治通鑑長編』（以下、『長編』と略称）卷一二には、

開宝四年正月戊午、知制誥盧多遜等、天下図経を重修するも、其の書、訖に成す克わず。

とあり、建国間もない開宝四（九七二）年、盧多遜らに天下図経の重修に着手させている。そして開宝六年、江南（南唐）国に国主生辰国信使として派遣された盧多遜は、帰国間際になって国主に対し天下図経の重修に当たり江南国の情報を欠いているので、土地の形勢・屯戍の遠近・戸口の多寡などの詳細を得たい、と申し出ると、国主は翌日にはコピーを作成して彼に送付したとある。^④さらに二年後の八年には、

（宋準）秘書省秘書郎直史館を授けらる。（開宝）八年、詔を受け諸道図経を修定す。（『宋史』卷四四〇宋準伝）

と見える。これらによれば、宋朝は統一過程において資料を諸国から徴集しながら天下図経の編修を進め、開宝八年には『開宝図経』にまとめられていたことが知られる。^⑥しかしながら土地の形勢や屯戍の遠近、戸口の多寡など、軍事機密に属する情報の交換は統一以前には必ずしも円滑には進まず、図経の編纂も停滞しがちであったろう。^⑦ただし疆域内では制度上、各州県から定期的に上進される報告をもとに諸州閏年図や職方図の類が編修されており、^⑦これらが後に全国地誌の資料として活用されることになる。

太祖を継いだ太宗も統一事業を推進、太平興国四（九七九）年には北漢国を併合して略ぼ天下統一を完成する。

こうした状況のもと、宋朝支配下の領土をかたちにあらわすべく全国総誌の編纂に取り組んだのが樂史である。^⑧樂史は太平興国五年、現任官で進士に挙げられ書記としての才能をかわれて著作佐郎、ついで著作郎・直史館、太常博士などに

任ぜられ、この時、全国総誌『太平寰宇記』（以下、『寰宇記』と略称）の編纂にも取りかかったものらしい。^⑨

皇天駿命、我が宋朝を開く。太祖、握斗歩天を以て荆蛮を掃きて呉蜀を幹め、陛下、呵雷叱電を以て閩越を蕩して并汾を縛す。是より五帝の封区、三皇の文軌、正朔に重帰す。亦た盛んならずや。皇王の道全く、開闢の功大なるを以てして、其の図籍の府の未だ修めず、郡県の書の備うるなき如きあらば、何を以て万国の一君を頌え、千年の一聖を表せん。奮言、典を闕くは、過は史官に在り。（寰宇記序）

と。この序文は、もと上表文だったものだが、ここでは太祖の後をうけて「陛下、呵雷叱電を以て閩越を蕩して并汾を縛す」とあるところから、江南・福建と山西を併合した太平興國期に提出したものであることがわかる。彼はかかる政治状況を背景に宋朝支配下の郡県の一覧を上呈し、太宗の事業を頌えようとする。つづけていう。

則ち賈耽に十道の述あり、元和に郡国の志ありと雖も、独り編修ただ簡なるのみならず、抑且つ朝代も同じからず。加うるに梁より周に至るまで、郡邑割拠し、更名易地、暮四朝三なるを以てす。臣、今、沿波討源、窮本知末、浅学を量らず、太平寰宇記二百卷并びに目錄二卷を撰成し、河南より起こし海外に周る。賈耽の漏落、吉甫の闕遺の若きに至るまで、此に尽く収むるなり。万里の山河、四方の險阻、攻守の利害、根源に沿襲し、紙を伸べて未だ窮めざるに、森然として目に在り。堂を下りずして五土を知り、戸を出でずして万邦を覩る。図籍の機権、此より先んずるものなし。臣職、館殿に居るも、志は坤輿に在り。輒ち此の書を撰して、天聴に聞こえんことを冀う。誠に浅略を慙するも、仰ぎ宸嚴を冒さんとす。謹んで上る。

と。館職にありながらも「志は坤輿に在り」と断った上で、唐代の代表的な全国総誌『貞元十道録』と『元和郡県図志』を取り上げ、いずれも記述が簡略すぎ、さらには時代が変わり土地の状況も変化して利用に堪えないことを指摘、とくに前者の漏落と後者の闕遺をすべて補充収録したと豪語しており、両書を凌駕する意気込みで執筆にかかったことがうかがえる。敢えて唐代の地理総誌をあげてその規模を襲い、支配下の土地を記載して寰宇としているのである。^⑩『寰宇記』を通観すると、漏落や闕遺とは戸口・風俗・人物・芸文・土産などの人文記事を指し、それらを過去の『畿服経』や『華陽

『国志』の例に倣って補ったものらしい。^⑩そしてこれらを補ったことで各地の地勢と風俗を明らかにし、施政の参考に供しようとしたのである。ついで樂史は、真宗の初め、咸平初（九九八）年、地誌専従の職方員外郎に遷ると、これを機にこの全国総誌を職方所管の資料によって補充、さらに四年後に再任、子息の黄目と共同でその不備を補ったものと考えられる。^⑪

ところで樂史父子が個人的な事業として全国総誌『寰宇記』の編修に取り組んだのにやや後れて、政府でも全国総誌の編修に向けて準備を開始した。宋朝の図経の制作は、唐代の三年一造の制に代えて閏年制としていたが、真宗の咸平四（一〇〇二）年、職方員外郎・秘閣校理の吳淑は、これまで閏年ごとに転運使に路図を作成させ儀鸞司に納めさせていたのを改め、十年ごとに作成、職方に上進させるよう提案した。^⑫

真宗咸平四年八月甲子、職方員外郎秘閣校理、丹陽の吳淑上言すらく、諸路の納むる所の閏年図、当に職方に在て収掌すべし。

（…）伏して以うに天下の山川險要、皆な王室の秘奥、国家の急務なり。故に周礼職方氏天下の図籍を掌り、又た土訓に詔して以て王軍に夾せしむ。漢祖関中に入るや、蕭何独り秦の図籍を収め、是れ由り險要を周知す。豈に忽にして顧ざる可けんや。（…）又た州郡の地理、犬牙相い入る。向者に独り一州の地形を画かしむれば、則ち何を以て他郡を傳合せんや。望むらくは諸路転運使に令して十年毎に各々本路図を画きて職方に上らしめよ。冀う所は天下の險要、牖を窺わずして知る可く、九州の輪広、掌を指して斯に在るが如くせしめん、と。（『長編』卷四九）

かくて各地で図経が編修され、完成した図経が役所に集積、上呈を待つばかりとなった。こうした段階で偶々、真宗は安陵および永昌・永熙等諸陵への親奠のかたわら、西京府に行幸し、当地の西京図経を閲覽する機会をもった。真宗は手にした西京図経に疎漏の多いのを見、そのことを指摘すると、それを機に改めて各地の図経の体例の不統一を解消すべきことが議され、

景德四（一〇〇七）年二月、（…）上、因て西京図経を覽るに、頗る疎漏多し。庚辰、諸道の州・軍・監に令し文学官を選び図経を

校正し、其の闕略を補いて来上せしめ、知制誥孫僅等に命じて之を総校せしむ。僅等言く、諸道の上る所、体制一ならず、と。遂に例を創り重修せんことを請う。奏して可とす。〔長編〕卷六五)

とて、新たに体例を定め、統一的体例の下での重修が指示された。

そして三年十箇月、大中祥符三(一〇一〇)年十二月には全国総誌『大中祥符諸州図経』(以下、『諸州図経』と略称)が完成し、翰林学士李宗諤らにより真宗に献呈された。この『諸州図経』の完成により、国初以来の課題であった天下の形勢を図経を通して把握することが可能になったのである。ただし李宗諤の序によれば、詔令一下、半年で千五百巻を超える大部の全国総誌を完成したとあり、短時日での上進を求めた結果、州県には統一的体例に対応できず、すべての図経がこの指示に忠実に従ったものではなかったようである。惜しむらくは、この『諸州図経』が余りに大部であったことから板刻されず、中書門下・枢密院・崇文院に抄本各一部が送られたほか、各府・州・軍監にも抄本が分散頒布されたに過ぎなかった。しかも中央の三部のうち、崇文院の蔵書は榮王宮の火災に類焼した上、他の二部も兩宋の交の混乱でその多くが失われてしまったことである。南宋の初めに秘府などの蔵書を調査した鄭樵は『通志』芸文略四の図経条下に『京東路図経』九八巻以下、十八路十八種の図経(仁宗朝の十八路制の図経)を著録したにすぎなかった。天聖(一〇三三〜一〇三二)以後、地方行政区が変化し、十八路、二十三路、二十六路と路数が増加するなかで、十五路制の『諸州図経』の存在理由も失われ、取えて存置・継承する必要もなくなっていたのであろう。南宋初には書誌学者陳振孫の家でもその一部たる『蘇州図経』^②と『杭州図経』『黃州図経』など、三種の図経の刻本が伝わる程度であったという。ただし地方の官衙に伝えられたこれら抄本が後世、各地の図経や地誌編纂の拠り所になり、地方志発展の基礎となったことはいまでもない。

① 『長編』卷七乾德四年五月の条。

② 同上乾德四年八月の条。

③ 『宋史』卷一六三職官三には「職方郎中・員外郎、掌天下図籍、以周知方域之広袤、及郡邑鎮砦道里之遠近。凡土地所産、風俗所尚、具

古今興廢之因、州為之籍、週聞歲造圖以進。(…)旧判司事一人、以無職事朝官充、掌受閏年図経。国初、令天下毎閏年造圖納儀鸞司。淳化四年、令再閏一造。咸平四年、令上職方。軼運画本路諸州図、十年一上」と見える。

- ④ 『長編』卷一四には「開宝六年四月辛丑、是日、遣盧多遜為江南生辰國信使。多遜至江南、得其臣王欽仁。及還、艤舟宣化口、使人白國王曰、朝廷重修天下圖經、史館獨闕江東諸州、願各求一本以歸。國王亟令繕寫、命中書舍人徐鉉等通夕對、送与之、多遜乃發。於是江南十九州形勢、屯戍遠近、戶口多寡、多遜得之矣。婦、即言江南衰弱可取狀。上嘉其謀、始有意大用」と見える。黄萃「地記与図經考述」「論宋元地方志書」（『方志論集』浙江人民出版社、一九八三年）、倉修良「地記与図經」（前掲）。
- ⑤ 『玉海』卷一四には十九州の形勢を網羅した「開宝圖經」のことが見える。
- ⑥ 青山定雄「宋代の総誌」（『唐宋時代の交通と地誌地圖の研究』吉川弘文館、一九六三年）。
- ⑦ 『玉海』卷一四には「太平興國元年図」「淳化天下図」「咸平職方図」「至道滋福殿觀地圖」「山川郡縣形勝圖」などが著録されており、職方中心に定期的に編修が進められていたことが知られる。
- ⑧ 禹文「『太平實字記』試探」（『北京師院學報』一九八四年一期）。
- ⑨ 樂史はこの上表（序）文に日付を記していない。しかし執筆時の官職名を朝奉郎太常博士直史館としており、この官職にいた太平興國六年の上進と考えるのが一般的だが、疑問は残る。錢大昕「太平實字記」（『十駕齋養新錄』卷一四）は、上進時期はともかく、「其書成于太平興國中、尚無十五路之分。故仍唐十道名目。幽涿雲朔諸州、雖未入版圖、猶著於錄、亦見當日君臣志未嘗忘山前後也」として、その構想が太平興國期に立てられたことを指摘する。
- ⑩ 禹文「『太平實字記』試探」（前掲）。
- ⑪ 倉修良「方志体例趨于定型」（『方志學通論』方志出版社、二〇〇三年、第二章三）。
- ⑫ 王文楚「『太平實字記』成書年代及版本問題」（『復旦學報』一九九〇年二期）は樂史は雍熙・端拱年間に書き上げて後、淳化年間（九九〇—九九四）に修改したとする。筆者は太平興國中に一旦、上呈されたが、咸平五年、職方員外郎直史館に再任された際、父子で加筆、完成させたものと考える。『長編』卷五三には「咸平五年十一月癸丑、以職方員外郎分司西京樂史直史館。史年七十餘、於是奏留司表入賀。上召見、嘉其筋力不衰、且篤學、好著書。故授以旧職、悉取所著書藏秘府。史与其子黃目俱直史館。時人榮之」と見える。恐らくこの時、「實字記」二百卷を最終的に補修、献上したものであろう。
- ⑬ 『宋史』卷四四一文苑三吳淑伝。
- ⑭ 『長編』卷七四には「大中祥符三年十二月丁巳、翰林學士李宗諤等上新修諸道圖經十五百六十六卷、詔獎之。宗諤而下、賜器帛有差」と見える。
- ⑮ 地方での図經の整備状況について劉文謙「淳熙嚴州圖經序」（『淳熙嚴州圖經』、『宋元方志叢刊』第五冊）は「大中祥符三年十二月丁巳、詔獎翰林學士李宗諤等上新修諸道圖經、由是圖籍大備」という。
- ⑯ 李宗諤「祥符州縣圖經序」（『玉海』卷一四）。桂始器「祥符《州縣圖經》再探」（『中國歷史地理論叢』二五卷三輯、二〇一〇年）は大部であったことあまりにも短期間の編纂であったため、提出された諸州の図經は過去の図經を利用した体例上の調整におわたったものとして見る。
- ⑰ 青山定雄「宋代の総誌」（前掲）。「宋史」卷二〇四藝文志地理類には李宗諤圖經九八卷のほか、圖經七卷など、端本と思しき圖經が著録されている。
- ⑱ 倉修良「宋代統治者重視圖經的編修」（『方志學通論』前掲、第二章第二節二）。
- ⑲ 『宋史』卷八五地理志一には天聖朝に十八路、元豊朝に二十三路、宣和期に二十六路に分析されたとする。

⑳ 陳振孫『直齋書錄解題』卷八には、李宗諤等「蘇州圖經」六卷を著録し、「景德四年、詔以四方郡縣所上圖經、刊修校定為一千五百六十六卷。大中祥符四年頒下、今皆散亡、館中僅存九八卷。余家所有惟蘇・越・黃三州刻本耳」という。また「越州圖經」九卷を著録、「李宗諤祥符所上也。末有秘閣校理李垂・邵煥修、及覆修名銜。然則書成於衆手、而宗諤特提總其凡耳」とある。なお「蘇州圖經」は『紹熙靈間志』巻上では「祥符吳郡圖經」とされており、張國淦(編著)『中

三 『吳郡圖經統記』の編修

元豊初(二〇七八)年、元宰相晏殊の息、朝請大夫・知蘇州晏知止が、すでに吳門の名士となっていた朱長文を、彼の故旧でかつ知止の部下、節度推官練定の案内で訪問、赴任の挨拶かたがた、

吳中の遺事と古今の文章、湮落して収めざれば、今、綴續せんと欲す。而して吾の善くする所の練定の以謂うよう、唯だ子のみ能く之を為す、と。(『吳郡圖經統記序』)

とて、彼に吳中の遺事と古今の文章の収集のことを依頼した。朱長文は再三辞退の末、郷土資料保存の一念からこの要請を受け入れたのである。⑳

朱長文は少年時代から蘇州に関わる遺文・墨跡・拓本、遺物を集め、それらを整理して『閩古叢編』にまとめていたし、地方志に関する独自の識見ももっていた。彼は『漢書』地理志の叙述の精神、すなわち朱贛のいう地勢と風俗の相関的把握を念頭に、①として『図経』の記載を前提にして、その遺欠を補うべく編修に着手したのである。新たに稿を起こしたのではないところに彼の深慮を見るべきであろう。統記と題する所以である。

是に於いて載籍を参考し旧聞を採摭して『図経統記』三巻を作る。凡そ『図経』の已に備うる者は録せず、素と未だ知らざる所は則ち闕如す。(『吳郡圖経統記序』)

②① 国古方志考(中華書局、一九六二年、二四五頁)は「中国方志考(旧蘇州府)」「禹貢半月刊」四卷九期、一九三六年)をふまえ、これを「吳郡圖経」の別名としている。宋濂『洪武蘇州府志』序には「迨宋之時、羅処約有図経、朱長文有統記、范成大・趙与讜皆撰類成書」と見え、「蘇州図経」は太平興国期に編修された羅処約の「吳郡図経」に若干調整を施し改名して提出したものと考えられる。

②② 桂始馨「祥符(州県図経)再探」(前掲)。

彼は蔵書を中心に文献資料を渉猟し、府署の関連資料や民間の伝聞資料を集めて『統記』に盛り込んだのである。それは正しく晏知止の要請通りの「湮落して収めざる遺事と古今の文章」を保存すべく『図経』の遺欠を補う作業であったといえよう。

一体、吳郡は後漢順帝の時、会稽郡の北部、浙西の地を分離して置かれた郡であり、春秋吳国以来の古都呉を郡治とした。吳郡は晋・南北朝でも踏襲されたが、隋初に郡制を州制に改めた際、古名の姑蘇から一字をとって蘇州として以来、公式には蘇州の名が用いられる。しかし現実には後代でも雅名として姑蘇・吳郡・吳門などが好んで用いられる傾向にある。一方、吳地の地記の歴史は古く、漢代の成立になる『呉越春秋』^⑤、『越絶書』^⑦、『呉越記』以後、（呉）顧啓期『婁地記』一卷、陸凱『呉先賢伝』四卷、（晋）韋昭『呉書』二十五卷、環濟『呉紀』九卷、張勃『呉地記』一卷、顧夷『呉郡記』二卷、（齊）陸道瞻『呉地記』一卷、（唐）陸広微『呉地記』一卷など、この地に関わる地記が著されてきた。^⑥宋代に入り全国総誌『寰宇記』が編修された際には、吳地の記録が資料として利用されたものと思われる。

あたかも『寰宇記』が編修されていた頃、吳地では羅処約によって『呉郡図経』がまとめられた。^⑧大中祥符三年の『諸州図経』編纂ではこの『呉郡図経』をもとに、統一的体例に準って記事を調整し『蘇州図経』六巻が撰述されたものらしい。しかしその記載に不十分なところが多かったことから、それらを訂補する、あるいはそれに代わる地誌が求められるようになる。朱長文は「吳郡図経統記序」において、

呉、古郡たれば、其の図志の相伝うること固り久し。大中祥符中、詔して『図経』を修めしめてより、州毎に官に命じ編輯して上せしむるも、其の詳略は蓋し其の人に繫る。而して諸公の刊修する者、類例を立て、録する所に拠りて之を刪撮す。夫れ天下の経を挙げて之を修定すれば、其の文、簡ならざるを得ず、故に陳述・異聞、具載し難し。祥符より今に至るまで、七十年を逾ゆるも、其の間の近事、未だ紀述するものあらず。

という。『諸州図経』の編纂では、拠り所とした個々の図経に撰者の方針により詳略さまざまの差があり、加えて全国図

經にまとめたことで叙述が簡略化され、折角、報告した古迹や異聞が載せられない結果となった、という。ここには全国総志の簡略化された叙述内容に対する不満とその撰者の編纂方針の相異への不満が二つながら表明されている。朱長文はこれらマイナスイ面を克服すると同時に、書名そのものも『諸州図経』の一なる『蘇州図経』にあきたりず、呉門の文人として伝統ある雅名「呉郡」を選び『図経統記』に冠したものと考えられる。

『蘇州』図経』については「事簡文繁、考証多闕」(祝安上「図経統記後序」とか、「蕪漫失考」(趙汝談「呉郡志序」と評される粗末な内容であったことが指摘されている。朱長文はそのことには言及していないが、『統記』の執筆に当たり、記事の補充や失誤の訂正なども考慮していたに違いない。加えて大中祥符以後、七十年の空白を埋めることも喫緊の課題であった。かくて朱長文の資料調査の結果と独自の識見とを盛り込んだ『統記』三巻が完成した。しかし生憎、当の晏知止が他官に転出したため『統記』は長文の篋筐に納められて数年を経過。次いで晏知止を襲った章帖が再任を機に『統記』に関心を示したので、彼は再びこの書を入れて提出。その際、府署に置いて識者の閲覽と議論の資料に供し、その叙述に不十分なところがあれば補訂されることを期待したものである^⑩。

いま、『統記』を通覧すると、巻上中下のうち、とくに中下巻は各門、箇条書きからなり、各項目の記事の不備を補足するかたちをとっている。これは『蘇州』図経』も他の図経と同様、呉県・長洲県・崑山県・常熟県などの属県を併記するかたちをとっており、それら県別・事項別の記事への補足と理解されよう。また二十二箇所で『図経』または旧経に言及、注記のかたちで補足していることも、『統記』が『蘇州』図経』の記載を前提として編修されたことを示す。これらは『統記』が『図経』の遺欠を補うと同時に大中祥符以後の空白を補うものであったことを再確認させるものである。一方、『寰宇記』を引くものは四条を数える。こちらはほとんど朱長文が論証の資料として利用している。

以下、こうした遺欠の補充と追補、および誤謬の考証・訂正などを彼がどのように進めたかを『統記』のなかに探りながら、彼の史料批判のあとを見ることにしよう。

『図経』の錯誤については『統記』巻下、雑録門第十四条に、

「『図経』、吳県境に定山・栗山ありとするは、殆ど編録の誤なり。謝靈運の詩に云う「朝に漁浦を発ちて南し、暮に富春の郭に宿る、定山・雲霧に香く、赤亭、淹泊する無し」なるものを按ずるに、乃ち浙江中の栗山にして飛泉・石杵あり。吳の先主の刻題せるもの、錢唐東西にあり。」

とて、謝靈運の詩を挙げ、『図経』が吳郡の山として記載していた定山・栗山が、実は吳郡ではなく、（浙江）錢塘県西にあることを明らかにしている。また巻中、山門第二条にはかの斜塔と劍池で有名な虎丘山について、

虎丘山、吳県西北九里に在り。旧経、之を載すこと已に詳し。『吳越春秋』・『越絶書』の類、皆な以て閩閩の葬る所、金精の異あり、故に虎丘と名づくと為す。然れども其の巖壑の勢を觀るに、天成に出ず。疑らくは先に是の丘あり、而して閩閩、之に困りて以て葬るならん、と。晋の王珣の撰せる『山銘』に云う、虎丘、先名は海涌山なり、と。又た云う、山の大勢、四面周嶺、南は則ち是れ山逕、両面壁立、交林上に合す、升降窈窕、亦た卒には至らず、と。蓋し其の實を得るならん。

とて、『図経』を含め、古来の虎丘山に関する諸謬説を批判、その命名の次第に朱長文なりの解釈を下し、王珣の『山銘』を引いてまとめている。また巻中、寺院門第一条には、

寺院凡そ百三十九、其の名、已に『図経』に列す。今、ここに増すあり。其の事迹を考えるに、書すべくして『図経』の未だ載せざる者、此ここに録す。湖山郊野の間、知らざる所に至ては、蓋し闕如たり。

とて、『図経』の遺欠を指摘し、蘇州で著名な寺院、報恩寺・瑞光禪院・雲巖寺・普明禪院・天平寺・楞伽寺など三十五寺院について、関連の詩文やエピソードをまじえて紹介している。これらは彼が積極的な資料収集の上、史料批判を通して歴史像を再構成していたことを物語るものである。

ところで朱長文が『統記』で後世に伝えようとしたのは何だったのだろうか。恐らくそれは当時の蘇州の繁栄であり、人々の豊かで安らかな暮らしであり、それをもたらした宋朝およびその為政者たちへの感謝と賛美であろう。それらを

個々に具体的に叙述するのが(巻上)封域、城邑、戸口、坊市、物産、風俗、門名、学校、州宅、南園、倉務、亭館、海道、牧守、人物、(巻中)橋梁、祠廟、宮觀、寺院、山、水、(巻下)治水、往迹、園第、冢墓、碑碣、事志、雜録の各門である。以下、それらのいくつかを紹介しよう。

先ず封域門では、蘇州は「禹貢」の揚州の域にあり、「三江既に入り、震沢底定す」とあるのがこの地であるとする。周初、太王の子、太伯と仲雍の兄弟が王位を弟季歴に譲り、南奔して句呉に避居すると、彼らに義従した民千余家が城郭を築き、彼を呉太伯とした。その後二千年、五代呉越の銭氏がその土地を宋朝に納れ平江節度(軍)として元豊年間に至つたという。牧守門では、

朝廷、劇郡なるを以て常に其の選を慎にし、台閣の賢、漕憲の序に非ざれば、以て輕授せず。其の風流文雅、開敏強濟、豊功琦行、貴名茂閭もて国史に列し、家伝に炳かなる者多し。

とて、宋朝政府が蘇州の劇郡であるのに配慮して、その郡守の人選に慎重を期した結果、牧守には風流文雅の士や敏腕の能吏など、国史に名を連ねるものが輩出。とくに朱長文と同時代の知事、章帖は、着任早々、暴風の被災者の救済・賑恤に手を尽くした上、浮浪者の一掃、姦吏の摘発や豪右の弾圧などに敏腕を振るい、その治績により呉地では初めて再任されたこと、また当時、提起された城壁の修築、運河の浚渫の議を抑えて人民を休息させたことなどを特筆し顕彰している。⑤
牧守に關連していえば、治水門では范仲淹や葉清臣、呂居簡、沈立之、王純臣ら有為の長吏たちの主導で治水・水利事業がすすめられた結果、低地濱海の蘇州近郊が水難を免れ、沃野となつた経緯が記されている。

物産門では呉地の土地柄と物産について、

吳中、地沃にして物夥し。其の原隰の畜む所、湖海の出す所、殫く名づくるを得べからず。

とて、禾・麦は一歳再熟、稻にも早晩の二種があり、土地の宜に従つて栽培するとし、以下、さまざまな果物、葉草、花木、海苔、鳥禽、魚介類などの物産にふれ、

夫の舟航の往來の若き、北は京国より南は海徼に達す。衣冠の萃聚する所、食貨の叢集する所にして、乃ち江外の一都会なり。

とて、物産だけでなく、人物も舟運を通じて国中から呉地に集まるといふ。そして倉務門では、

南倉、子城の西に在り。北倉、閭門の側に在り。皆な前後、流に臨む。毎歳、税を南に輸し、北に和糶す。元豊三年を以て之を計るに、糶する所、無慮三十万斛、東南の計、給を此に仰ぎ、而して農民、官糶に頼りて以て穀価を平く、其の利、博きかな。

といい、南・北倉は范仲淹が城西の運河沿いに移して以来、漕運により輸税できるようになり、とくに北倉は知州晏知止と章帖により増設され、民の利便を図ったので、北倉附近は和糶の人々で溢れたと見える。因みに北西の閭門附近は今日でも觀前街と並ぶ繁華街として栄えている^⑩。また風俗門では、呉地の人民の生活について、

太伯、天下を遜り、季札、一國を辞すや、徳の化する所遠し。兩漢を更歴して、習俗清美なり。(…)本朝承平、民、徳沢を被りてより垂髻の児も皆な翰墨を知り、戴白の老も戈矛を識らず。利する所は必ず興し、害する所は必ず去る。原田腴沃、常に豊穰を獲。沢地沮洳、濼く以て耕稼す。境に劇盜なく、里に姦兇なし。天下の樂土と謂うべし。其の民を顧るに、棟宇を崇くし庖厨を豊かにして嫁娶喪葬し、奢厚、度を逾ゆ、財を無益の地に捐て、産を不急の務に蹶す者多しと為す。惟だ在位し民に長たる者、以て之を化するのみ。

といい、太伯と季札以来の謙讓と清美の習俗の下、宋朝の承平と善政により人々が平安と豊かな生活を享受しているさまを絶賛している。さらに事志門第十七条にはその物的抛り所として、

『図経』、毎歳、丁身錢ありとす。大中祥符四年、詔して兩浙・福建路、荆湖南・北、広南東路の、偽国に在て日々出せし丁身錢を以て並に特に除放せしめてより、凡そ歳、緡錢四十五万有余貫を免す。是より蘇民、今に至るまで計口算緡の事なく、沢を蒙ること最も厚し。

とて、人頭税の免除をあげている。『図経』には呉地の人民には丁身錢なる人頭税が課せられていたが、大中祥符四年以後、偽国、すなわち五代前政権以来、兩浙・福建路、荆湖南北、広南東路の南中国に課されていた人頭税が廢

止され、呉地でもその恩恵に浴していることを特筆大書している。これは『図経』の認識を補正すると同時に、真宗以下の宋朝の善政を顕彰したものである。

要するに温暖・豊饒な沃土に水運の利便、平和と善政など、さまざまな要因が重なりあつて、かかる北宋蘇州の繁栄をもたらしたのである。そうしたさまざまな恩恵に対する感謝と顕彰の思いが彼をこの著述に駆り立てたといえよう。因みにこの時点における蘇州の戸口数は、

祥符より今に至る七十余年間、累聖丕承、仁沢、日々に厚く、龐鴻汪洋、何ぞ生まれて育たざる。元豊三年、有戸一十九万九千八百九十二、有丁三十七万九千四百八十七なり。嗚呼、盛んなるかな。(巻上、戸口)

と見える。戸数はほぼ二十万、一戸五口として約百万人が居住したらしく、壮丁はほぼ三十八万を数えたとする。

ところで朱長文の『統記』執筆の目的はそれだけだったのだろうか。学校門をみると、

呉郡、昔、未だ学あらざるの時、文を以て解を請う者、数人に過ぎず。景祐中、范文正公、内閣を以て藩を典り、庠序の未だ立たざるを歎ず。我が先君光祿、州人を率いて学を建てんことを請う。文正公、朝に請い、奏可せらる。廻ち南園の一隅を割きてここに創る。

とある。先君とは朱公綽、光祿とは光祿寺卿をさす。この記述をみれば、景祐中(一〇三四―三七)范仲淹が蘇州知事として赴任、朱公綽と州事を語りあつた際、学校の欠如のことが話題になったものであろう。かくて朱公綽が州人をひきいて知事に州学設立の請願をおこない、それを受けるかたちで范仲淹が上奏し、裁可をうけて蘇州学が創建されることになり、もと呉越広陵王元璪の南園の東南隅に設置された。今日の文廟・蘇州中学の地がそれである。州学設立以後の蘇州の文運の発展はめざましく、進士及第者・文化人を輩出²⁴。豊かな経済的背景もあつて蘇州学は呉門の拠点、学問・文化の中心ともなったことを思えば、朱長文が父の請願のことを誇らしげに書き込んでいるのも肯ける。彼が『統記』を著した目的の一つに数えることができよう。

ちなみに地記たる『続記』の土地案内に属する叙述では、山門第五条に、

胥山、呉県の西四十里にあり。『寰宇記』に云う、呉王、(伍)子胥を殺し、之を江に投ず。呉人、祠を江の上に立て、因て胥山と名づく。鄮善長の『水経』に云う、胥山の上に今、壇あり、と。長老云う、胥神の治する所なり、と。下に九折の路あり、南は太湖に出ず。閩閩、造りて以て姑胥の台に遊び、太湖を望む。或いは姑蘇山と曰う。一名を胥山とす。

とあり、小さな山の説明にも関連の記事や伝承を多数引用して読者の関心を高めようとし、寺院門第十八条では、

普明禅院、呉県の西十里楓橋に在り。楓橋の名遠し。杜牧の詩、嘗て之に及ぶ。張繼に晚泊の一絶あり。孫承祐、嘗て此ここに塔を建つ。近くは長老僧慶來住持すること、凡そ四五十年、修飾完備す。山に面し水に臨み、以て遊息すべし。旧と或は誤て封橋と為す。今、丞相王郇公、頃ろ呉門に居り、親ら張繼の一絶を石に筆す。而して楓の字、遂に正し。

とて、楓橋の傍らの普明禅院、いわゆる寒山寺について、杜牧や張繼の詩を紹介したり、簡単な寺院の来歴にふれたり、楓字の考証を加えており、寺院の説明にも詩歌など人文記事を付加して歴史・文学的認識を深める工夫を凝らしており、『続記』の叙述の特色が示されている。

なお「吳郡図経続記序」で注目すべきは末尾の「其の古今の文章は、別に『呉門総集』を為ると云う」なる一条である。晏知止の要請もあつて収集した呉地の古今の文章の原文を『続記』とは別に付属資料集『呉門総集』としてまとめたものである。園第門の范文正公義宅の条下に「文正公の詩、『総集』に見ゆ」と注するのをはじめ、各所に散見する『総集』の注記はこの『呉門総集』を指す。叙述の「事豊文簡」を期す上で、本文から外された資料の原文をここに収録しているのである。「墓誌銘」には、

吳郡図経に続記あり、作詩雅馴にして古風を得、及び古今の章句を類して呉門総集を為り、以て史官の采録に備う。

とあり、後代の歴史編修に備え資料集『呉門総集』を別途編修したことに注目している。後代の『江南通志』や『湖広通志』には『三吳文献録』や『三楚文献録』なる資料集が附されるようになるが、吳中の古今の文章をまとめた『呉門総

『集』こそはこの資料集の先駆をなすものである。²⁷⁾

- ① 晏知止は元豊元年より滿三年在任、四年卸任。その後章帖接任。陳志平「朱長文散考三則」(前掲) 参照。
- ② 『宋史』卷四四四朱長文伝には「吳人化其實。長吏至、莫不先造請、謀政所急、士大夫過者以不到案圃為恥、名動京師」と見える。
- ③ 周佳「宋代知州知府与当地図經、方志纂述」(『中国歴史地理論叢』二四卷三輯、二〇〇九年)。
- ④ 『漢書』卷二八下地理志下の、劉向の意を承けて朱嶺が著した風俗報告を参照。
- ⑤ 牟堯松「『吳地記』考」(『文史』二〇〇八年一期)は「吳郡図經統記」「吳郡志」などは隋代に蘇州に改められたにもかかわらず、旧地名吳郡を使用していることを指摘している。
- ⑥ 倉修良「徒『吳越春秋』輯校滙考」看『吳越春秋』的版本、体裁、内容と価値」(『史家史籍史学』山東教育出版社、二〇〇〇年)、許殿才「『吳越春秋』略説」(『史学史研究』二〇〇七年二期)。
- ⑦ 黄萃「関于越絶書」(『方志論集』前掲)、倉修良「『越絶書』是一部地方志」(袁康、吳平は歴史人物嗎?——論『越絶書』的作者——)、『越絶書』散論」(『史家史籍史学』前掲)、李步嘉「『越絶書』研究」(上海古籍出版社、二〇〇三年)。
- ⑧ 『隋書』卷二八經籍志、『新唐書』卷四八芸文志地理類および張國燾「中国古方志考」(中華書局、一九六二年)。前掲の牟堯松「『吳地記』考」には漢・六朝・唐期の『吳地記』に関する詳細な考察がある。
- ⑨ 羅処約については『宋史』四四〇列伝文苑二羅処約および「洪武蘇州府志」羅処約伝があるが、ともに「吳郡図經」の編修の時期を明らかにしない。『統記』事志第十八条には「謝資客識、字濟之、既冠、居吳中。会汾晋平、郡国当表賀、(…)故王黃州(禹偁)・羅拾遺処約並為吳之属県長、謝公与之游」と見えるから、羅処約は太宗の山西併合時、すなわち二十代初めに吳県令(その後、著作佐郎直史館)を勤めており、樂史が「寰宇記」撰述に着手したのとは同じ時期に図經に関わったものと考えられる。なお宋朝の図經編造は開宝四年、太平興国八年、淳化四年に企てられているが、羅処約は淳化三(九九二)年に没している(享年三十三)から、太平興国八年の編造の際に編纂したものであろう。劉緯毅「宋代方志述略」(『文獻』一九八六年四期)参照。
- ⑩ 『宋史』文苑伝羅処約には彼の作品について「雖有詞采而急於進用、時論亦以此薄之」とあり、その特徴の一端を示している。
- ⑪ この部分の「吳郡図經統記序」原文は「方望上睿謨神烈、声教光被、海隅出日、罔不率俾広地開境、増為郡県。儼或申命方州更定図籍、則此書庶幾有取也。事有欠略、猶当刊補」である。
- ⑫ 青山定雄「宋代の総誌」注(40)(前掲)、秋山元秀「中国方志論序説——吳の方志を通じて——」(前掲)。
- ⑬ 江蘇古籍出版社「吳郡図經統記」本では一・二・八・一六・一七・一八・二八・三〇(2)・三七・四二・四六・四八(2)・五七・五九・六五(2)・七八・八五頁の計二十箇所である。(2)は同じ頁に二度あらわれることを意味する。また「旧経」とするものは四〇・六九の二箇所を救える。
- ⑭ 「寰宇記」については同上書、四一・四二・五八・六六頁の計四箇所である。
- ⑮ 『統記』卷上、牧守門には章帖に関して「今朝議大夫章公(帖)、嘗将漕二浙、有威名。及既下車、飭治衆職、雖小必察。始至、会暴風、湖海之瀕、民或漂溺。公遣吏巡視賑恤、請錫田租、人不失所。勤治茲

吏、繩遏浮濁、擊沮豪右、莫不畏懼、政声流聞。（…）自國朝以來、惟公再任、那人美之。時議欲大修郡城、增濬運河、公務愛民力、請罷其役、民甚德之」と見える。

①⑥ 加藤繁「蘇州今昔」（前掲）、何峰「蘇州閩西地區城市景觀的形成与發展」（『中國歷史地理論叢』二五卷一輯、二〇一〇年）。

①⑦ 柳田節子「宋代の丁税」（『東洋史研究』二〇卷二号、一九六一年）は吳越政權では丁身錢は四・五等戸など貧民下戸に課されていたとするから、それだけに広汎な人々が蠲免の恩典をうけたことになる。

①⑧ 州学の立地に関しては「蘇学十題」（『樂圃余藁』卷二）に「蘇学、故南園之地。南園者錢元璋之所作也。錢侯好治園林、築山浚池、植異花木、充其中。未久、歸于國朝、百年昇平之間、万物茂遂、得桓其生。

おわりに —— 『吳郡図経統記』と『吳郡志』と ——

朱長文が没して三十年、建炎四（一一三〇）年二月、蘇州は過去二千年の長い歴史の中でも嘗て経験したことのない惨禍をこうむった。完顔宗弼（兀朮）の率いる金軍の侵入により城内は破壊・略奪しつくされ、力仕事のできる壮強な男性と纏足した若い女性は捕虜・鹵獲として拉致連行、病人の女性二万は南北二寨に収容、それら以外のすべての城民は老若男女を問わず惨殺され、街は焼きつくされた。運河に放り込まれた死体が十九万六千、城内のそれが二十三万七千にのぼったという^①。虞凶南『沼吳篇』は蘇州をこのような状態に陥れた当時の淮浙宣撫使周望および守備隊の卑劣・浅ましさと金軍の暴虐・残酷無比とを告発して余すところがない^②。蘇州は文字通り死の街と化し、民居も文化財も殆ど一切が無に帰したのである^③。

災害弾力性に富む蘇州は、間もなく不死鳥のように復興、以前にもまさる繁栄を享受し文化を再生産することになる。しかし一旦、かかる地獄の惨劇を経験した後の蘇州の風気や文化の伝統には大きな変化が生まれざるを得なかった。地方

厥後割南園之異隅以為学舍。遗址余木、迄今有存者」と見える。

①⑨ 金徳門（主編）『蘇州中学校史』蘇州大学出版社、一九九九年、二―四頁。

②⑩ 『統記』巻上、学校門には「自安定先生翼之（胡瑗）首居於此、而博洽有道之士、如王会之逢・張聖民芻・張公達伯玉之儔、繼処其任、学者甚衆、登科者不絶。有若滕正議元発・錢翰林醇老諸公、稍稍以出」と見える。

②⑪ 拙稿「章学誠の史料学」（『中国史学史の研究』前掲）、桂始馨「宋代方志転型問題再論」（『中国歴史地理論叢』二七卷三輯、二〇一二年）。

志の編纂に関しても顕著な変化が見られる。

一体、北宋から南宋にかけて地方志の在り方に大きな変化がみられることはすでに先学の指摘するところであり、漢唐以来、地記の主流を占めた図経は北宋を境に衰え、南宋では方志にその座をゆずるとされる。^④北宋では九六種を数えた図経は南宋では三二種に減少し、方志は二四種から二四八種に増加している。この変化は例えば『淳熙嚴州図経』が『景德嚴州統志』に、『乾道四明図経』が『宝慶四明志』に名称を変更したことも深いかわりがあり、図経から方志への名称の変更は叙述内容の改変に対応していたのである。具体的には『乾道四明図経』では県別に橋梁・祠廟・山水・人物・古跡などを記述していたのに対し『宝慶四明志』では叙郡・叙山・叙賦・叙兵・叙人・叙祠・叙遺が項目となり、卷末に県志十巻が移されるが、『開慶四明統志』になると県は一切の項目から消滅する。このような県目の改廃の過程に照らせば、図経から方志への転換は県目仕立てから門目仕立てへの変化に示される。^⑤図経から方志への転換が県目仕立てから門目仕立てへの転換であるとすれば、『統記』における門目仕立ての採用は朱長文の創新であり、北宋後半の時点において一般の諸州郡に先駆けて方志化への道筋をつけたものと評価される。『統記』は『図経』の呉・長洲・崑山・常熟などの属県の記事を補足するかたちで各門の記事を構成しているが、それらの県名を略し呉郡の名の下に門目別に記述したことが、門目別の記事の充実の道を開いたのである。ただし『統記』は牧守門では章帖の知州としての事績を的確に叙述して彼の人物像を浮き彫りにしているが、人物門では漢の嚴助・朱買臣にふれた後は「東漢より唐に至るまで代々賢哲あるも『図経』に具わる」として東漢以後の叙述は簡略を極める。伝記資料はあるいは『呉門総集』の題名の下に集められていたのかもしれないが、『統記』では粗略そのものである。それに対して『呉郡志』の人物門は面目を一新している。

南宋方志における人物伝の比重の増加は共通した傾向だが、范成大『呉郡志』のそれは他を抜きんでている。『呉郡志』には卷十・十一・十二に牧守・題名・官吏、卷二十・二十七に人物、卷四十二に浮屠、四十三に方技とそれぞれ題して人物伝をまとめている。外にも卷四十四の奇事、卷四十五・四十六・四十七の異聞を併せれば、全五十巻の紙幅のほぼ三分

の一を伝記・人文記事に当てていることがわかる。人物門を一瞥すれば、春秋、王僚の子、呉公子慶忌にはじまり、季札、子游らにふれ、漢から南朝期の多数の人物像、唐以後では陸贄・陸希声・丁謂・范仲淹・范純仁・葉清臣・徐林（経世家）・陸徳明・陸質（淳）・王葆（経学者）・沈既濟・沈伝師・陸龜蒙（歴史家）らの多彩な呉郡ゆかりの群像に出会う。『呉郡志』の人物伝の充実はもはや地誌の域をこえているといつてよい。この方志における人物伝の比重の増加は書誌学上でも方志の地位を高め、やがて周応合の紀伝体方志『景定建康志』が出現するに及んで歴史叙述に位置づけられることになる。そして歴史叙述化した方志は国史編纂に伝記史料を提供するまでになる。

とところでこうした『呉郡志』における人物伝の突出は范成大個人の志向の所産であろうか。そうではあるまい。金軍の侵略という厳然たる歴史的事実と無関係ではないであろう。北宋では東北部、燕雲十六州を遼に、西北部を西夏に侵略領有されたが、いわゆる中原を侵されることはなかった。しかし南宋では中原はおろか、淮水流域・江南までも侵略にさらされたのである。いわゆる狄難は漢民族の存在すらも脅かし、民族の未来に向けて気概と反省を呼び起こさずにはいなくなったからである。改めて先人の事業に想いを致し、それを後世に語り継ぐことで再興の糧としたのであろう。人物伝・人文現象の記述が重視され、方志への登載となったのはそれだけ南宋人に歴史主義的意識が高まったからに外ならない。その意味でも呉郡における地記・図経から方志への転換は宋代方志の歴史的变化の典型としてとらえることができるように思われる。

① 礪波護「唐宋時代における蘇州」（前掲）、馬千里「呉・蘇州・蘇州城」（『中国歴史地理論叢』一九九二年四期）。

② （元）徐大焯『燹余録』甲乙編（所引）（清・謝家福輯『望炊樓叢書』所収）。

③ 『呉郡志』卷六官宇には「呉郡佳麗、自昔所聞。建炎兵燹、所存惟覚報小寺及子城角天王祠」と見える。覚報寺は偶々、元朮の宮幕の傍

らにあり、天王堂は子城の西北隅にあったことから難を免れたという（巻二二祠廟・卷三一府郭寺）。

④ 黄章「論宋元地方志書」（『方志論集』浙江人民出版社、一九八三年）、倉修良「方志発展的三段階」（『方志学通論』方志出版社、二〇〇三年、第二章二五六頁）。楊洋「宋代方志的演變与發展——從朱長文的『呉郡図経統記』到范成大『呉郡志』（『徳宏師範高等科學校学报』

二〇一二年三期)は主として書誌学的側面から図経から方志への趨勢を数字を挙げて論じている。

⑤ 王瑞来「吳郡図経統記考述」(前掲)は朱長文の門目仕立ての採用を「図経」の旧を襲ったものとするが、誤解である。

⑥ 秋山元秀「中国方志論序説」(前掲)は人物の題名をふくめて「吳門絵集」に編入されていたのであろうとする。

⑦ 倉修良「方志発展的三段階」(前掲、二八〇頁)。

⑧ 拙稿「袁桷と『延祐四明志』」(『中国史学史の研究』前掲、六〇六頁)。

⑨ 吳郡志序に「吳郡自闔閩以霸、更千数百年、号称雖教易、常為東南大都會。当中興、其地視漢扶・馮、人物魁偉、井賦蕃溢、談者至与杭等、蓋益盛矣。而旧図経蕪漫失考、朱公長文雖重作、亦略、是豈非大欠者。何幸此筆属(范)公、条章粲然、成一郡鉅典、辞与事称矣」と見え、そのことを窺わせる。

(関西学院大学名誉教授)

On the *Wujun tujing xuji* 吳郡圖經統記 of Zhu Changwen 朱長文

by

INABA Ichiro

In the early stage of the Northern Song Dynasty many books were collected in the spirit of the bibliophilism of Taizu 太祖. Following that trend, in the age of Taizong 太宗 voluminous books of similar kinds were successively compiled. The large-scale compilation of works on topography has been regarded as a part of the movement. Soon after his enthronement, Taizu ordered the coordination of topographical information of every province in topography books in association with maps. After ascending the throne, Taizu soon sought to compile the *Tienxia tujing* 天下圖經 and coordinate topographical information of each province that had come under his control. In the Taizong period when the whole country was unified, this project was implemented in the *Taiping huanyuji* 太平寰宇記 of Yue Shi 樂史, and during the Zhenzong 真宗 period, it was arranged into the *Dazhongxiangfu zhuzhoutujing* 大中祥符諸州圖經 by Li Zongze 李宗諤 and others. The *Dazhongxiangfu zhuzhoutujing* has been scattered and lost, but the *Dazhongxiangfu zhuzhoutujing* contained the six fascicles of the *Suzhoutujing* 蘇州圖經 on which the *Wujun tujing xuji* 吳郡圖經統記 of Zhu Changwen 朱長文 was based.

The author Zhu Changwen lived from the reign of Renzong 仁宗 to that of Zhezong 哲宗 during Northern Song Dynasty. After the death of his father, he settled down in Suzhou for 16 years where he studied and wrote many works. He compiled the *Wujun tujing xuji* at the request of the prefectural governor of Suzhou, Yan Zhizhi 晏知止, while he was living in seclusion in his hometown after he had passed the *jinshi* 進士 exam, but was without a government post. That work was finally submitted to Zhang-hu 章帖, the successor of Yan Zhizhi. Based on the reference books in the Zhu family library and his collection of old records, the *Wujun tujing xuji* was compiled to supersede or supplement the *Suzhou tujing*, included in the national topography *Dazhongxiangfu zhuzhoutujing* during the Dazhongxiangfu 大中祥符 period. This book tersely and precisely describes the flourishing state of Suzhou during the prosperous age of the Northern Song, correcting the

description in his previous works. The *Wujun zhi* 吳郡志 of Fan Chengda 范成大, compiled during the Southern Song period, was developed from but reorganized the contents that Zhu Changwen had arranged in the *Wujun tujing xuji*. This work has been regarded as a turning point in the form of historical literature from *diji* 地記 (guide books) to *difangzhi* 地方志 (local histories). Moreover, the *Wumen zongji* 吳門總集 that he edited as a separate volume of the *Wujun zhi* became a pioneering work in document collection for the *difangzhi*. The present study discusses the historical role of the *Wujun tujing xuji* in the process of the development of *difangzhi*.

The Installation Route of Official Court Rank of Priest at Kitano Shrine in the Early Modern Ages

by

ISHIZU Hiroyuki

This article considers the issue of the route to appointment of Buddhist monks in the early modern period to *sōi* 僧位 and *sōkan* 僧官, the government ranks and offices awarded to monks. As regards this path of appointment to *sōi* and *sōkan* in the early modern period there were two types: one that was managed by the *monzeki* 門跡 (temples headed by members of the imperial family) and another by temple recommendation via the *jiin tensō* 寺院伝奏, who was a member of the *kuge* 公家 (court nobility). In regard to the former, previous scholarship has left a number of issues unaddressed. Specifically, 1) insufficient attention has been paid to the movements of the three parties involved: the nominee (the monk to receive investiture), the *monzeki*, and imperial court that demonstrate the reality of the path to appointment and 2) the possibility has not been considered that another path to appointment may have existed but was not recorded in the primary sources used in the analysis in previous scholarship.

Thus, in this article I use source material on the route to appointment at Kitano-sha, a shrine managed by Manshu-in (a *monzeki* temple affiliated with the Tendai school) with the goal of overcoming the two problems stated above. The focus of the analysis is placed not on Manshu-in, but instead on Kitano-sha and considers the character of the entire path to investiture at